

指定ごみ袋の交付について

～ストーマ装具使用者・腹膜透析実施者の方～

熊本市では、家庭ごみ有料化に伴う支援策として、次の要件に該当する方に指定ごみ袋を交付いたします。

ごみ袋の交付を希望する方は、申込手続きを行ってください。

1 対象者の要件

- ① 在宅でストーマ装具を使用している方
- ② 在宅で腹膜透析を実施している方

2 手続の方法

【提出書類】 次の2種類の書類が必要です。

① **指定収集袋（ごみ袋）交付申込書**…記入例を参考にご記入ください
※印鑑が必要ですので、もれがないようにお願いします。

② **ストーマ装具を使用していることや、腹膜透析を実施していることを証明できる書類**（コピー可）

→処方箋、装具などを購入したレシートや領収証、自立支援医療費受給者証など

※**腹膜透析実施者への注意事項**

身体障害者手帳の写しでは要件確認ができませんので、自立支援医療費受給者証などを用意してください。



①～②の書類を揃えて、次の方法でご提出ください（裏面へ）

【提出先・提出方法】

最寄りの区役所の総務企画課に、郵送又は持参してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出を推奨します。

※ご住所地の行政区と違う区役所でも、ご提出できます。

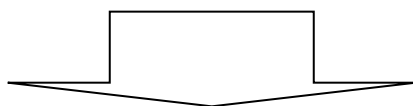
○中央区役所総務企画課（〒860-8618 中央区手取本町1-1 TEL328-2610）

○東区役所 総務企画課（〒862-8555 東区東本町16-30 TEL367-9121）

○西区役所 総務企画課（〒861-5292 西区小島2丁目7-1 TEL329-1142）

○南区役所 総務企画課（〒861-4189 南区富合町清藤405-3 TEL357-4112）

○北区役所 総務企画課（〒861-0195 北区植木町岩野238-1 TEL272-1112）



書類確認後、指定ごみ袋を交付します

【交付方法】

交付は翌月または翌々月になります。

（20日まで到着分は翌月中、20日以降到着分は翌々月中に配達します。）

※市が委託する宅配業者による配送でお届けします。

※窓口で直接お渡しすることはできませんのでご了承ください。

＜交付枚数＞

①在宅でストーマ装具を使用している方
小袋

②在宅で腹膜透析を実施している方
中袋

※申請された時期によって、枚数が異なります。

4～5月申請：100枚

10～11月申請：50枚

6月申請：90枚

12月申請：40枚

7月申請：80枚

1月申請：30枚

8月申請：70枚

2月申請：20枚

9月申請：60枚

3月申請：10枚

※毎年度申請が必要です。（申請方法は、年度末までにご案内いたします。）

【お問い合わせ】

熊本市 廃棄物計画課

TEL096-328-2359